

教学指第 6 6 7 号
教特第 4 5 3 号
教体第 4 6 6 号
令和 3 年 8 月 1 8 日

各県立学校長 様

教育振興部学習指導課長
教育振興部特別支援教育課長
教育振興部体育課長

緊急事態宣言の延長を踏まえた県立学校の部活動の扱いについて（通知）

令和 3 年 8 月 1 7 日に本県に発令されている「緊急事態宣言」が延長されることになったこと及び部活動内における集団感染が発生していることから、更に感染防止対策を徹底させるため、県立学校の部活動の扱いについては、別紙のとおりとし、「緊急事態宣言の発令に伴う県立学校における部活動について（通知）」（令和 3 年 8 月 2 日付け教学指第 6 1 5 号・教特第 4 2 4 号・教体第 4 3 3 号）は、本通知をもって廃止します。

部活動はこれまで発生した事例から、集団感染や広域的な感染につながる可能性があることを踏まえ、特に下記の点に留意するなど、これまで以上に感染防止対策を徹底するとともに、部活動の実施については、地域の感染状況に応じて慎重に判断するようお願いいたします。

なお、練習試合など、これまでの対応と変更になっておりますので、速やかに対応いただくよう、お願いします。今後の感染状況により、部活動の扱いを変更する場合には、改めてお知らせします。

記

- 1 体調がすぐれない生徒、家族に体調不良の者がいる生徒は活動に参加させないなど、顧問も生徒も体調が万全な状態で活動を行う。
- 2 登下校や大会等の移動時には、友人と会食をするなどの寄り道をしない。
- 3 大会などで食事を摂る場合には、会話を控え（黙食）、同じ方向を向くなど、感染防止対策を確実に行う。
- 4 更衣などマスクを外しているときには、会話をしない。

【担 当】

教育庁教育振興部

学 習 指 導 課 森田 0 4 3 - 2 2 3 - 4 0 5 6

特別支援教育課 中田 0 4 3 - 2 2 3 - 4 0 4 5

体 育 課 鈴木 0 4 3 - 2 2 3 - 4 1 0 8

別紙

緊急事態宣言の延長を踏まえた県立学校の部活動の扱い

1 学校での活動（通常の練習）について

- (1) 部活動ガイドライン及び各学校の部活動の方針により、感染防止対策を徹底して行う。
- (2) 週2日以上の休養日を設けるとともに、地域の感染状況に応じ、活動日数や時間を減らすなど学校ごとに活動内容を工夫する。
- (3) 夏季休業中及び休日は、午前又は午後のどちらか3時間までとし、昼食は挟まない。
- (4) 登下校時は、友人と会食等の寄り道をせずまっすぐ帰宅する。

2 大会参加について

- (1) 県内大会への参加は認める。
- (2) 県外の大会については、高体連、高野連、小中体連、高文連、中央競技団体等が主催する全国大会、東日本大会、関東大会への参加は認める。
- (3) 上記大会以外の県外の大会への参加については、担当課と事前協議を行う。
- (4) 遠方で大会が行われるなど宿泊が必要な場合は、感染防止対策が十分に取られている宿泊施設を利用する。部屋割りは、部屋の定員の半数以下を目安に極力少人数にする。
- (5) 移動時は、友人と会食等の寄り道をしない。

3 練習試合等について

- (1) 練習試合、合同練習は行わない。
- (2) ただし、参加する県内大会の2週間前からは、県内のみ練習試合を認めるが、県外チームとの交流及び宿泊を伴う遠征は行わない。また、相手校の数や参加する生徒は、必要最小限とする。
- (3) 県代表として全国大会等への出場が決まった場合は、感染防止対策を徹底した上で、大会までの間の練習試合などの県外遠征及び宿泊を認める。宿泊は、感染防止対策が十分に取られている宿泊施設を利用し、部屋割りは、部屋の定員の半数以下を目安に極力少人数にする。
- (4) 演奏会や発表会では、観覧者は学校関係者など必要最小限とするとともに、観覧者の間隔を確保するなどの感染防止対策を徹底することとし、安全確保が難しい場合は、実施の延期も含め対応を検討する。

4 合宿練習について

- (1) 学校施設を利用しての校内合宿は行わない。
- (2) 大会時の宿泊同様に感染防止対策を徹底した上で、県内で、感染防止対策が十分に取られている校外の宿泊施設に宿泊する場合は可とする。部屋割りは、部屋の定員の半数以下を目安に極力少人数にする。

※下線部は変更箇所